

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の3第7項	既存建築物の用途を変更して特別仮設興行場等として使用する建築物の許可	建築指導課

- 1 審査基準は、国際的な規模の会議及び協議会の用に供することその他の理由による1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場に用途を変更する建築物について、建築審査会の同意を得て許可するもので、次の要件を備えていることとする。
  - （1）災害時の避難が円滑に行えるように敷地に配置されていること。
  - （2）限定された期間内の建築物であること。
  - （3）その他安全上、防災上及び衛生上支障がないこと。
  - （4）公益上やむを得ないと認められるものであること。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。